

2015年3月4日

厚生労働大臣

塩崎恭久 殿

ハイタクフォーラム

(全自交労連・交通労連・私鉄総連)

代表運営委員 伊藤 実

タクシー運転者の労働問題に係る重点要請

貴職におかれましては、課題山積のなか、厚生労働行政にご奮励のことと拝察し、心より敬意を表します。

さて、私どもハイタクフォーラムは、連合加盟の産別組織である全自交労連、交通労連ハイタク部会、私鉄総連ハイタク協議会に所属するハイタク労働者が組織横断的に結集し、日常的にハイタクの政策・制度問題に取り組んでいる組織です。

周知の通りタクシー規制緩和以降、タクシー運転者の労働環境は著しく劣化すると同時に、事業者における法令違反も増加しています。貴省が発表している監督指導・送検状況をみても、タクシー事業者の法令違反率は昨年12月時点で88.7%と、トラック、バスよりも高く、また、改善基準違反に関しては同時点で42%を超えていたりする状況です。

他産業と比較して、自動車運転者使用事業場の関係法令違反率の高さは異常であり、なかでもバス、タクシーにおいては人命の安全が第一義の使命であるということを鑑みれば、タクシー事業者のほとんどが何らかの法令違反をしながら事業をしていることを認識したうえで、実効ある措置を早急に立てなければなりません。

私たちは地域の公共交通機関の一翼を担うタクシーの役割と責任を自覚し、改正タクシー特措法の趣旨とその附帯決議の履行で労働条件の安定を希求する立場から、以下について早急に善処されますよう要請いたします。

記

1. 累進歩合制の完全排除（禁止）について

タクシー運転者の賃金制度については、改善基準による93号通達により累進歩合制が禁止されている。また2013年11月のいわゆる改正タクシー特措法の衆参両議院附帯決議にも、明確に取り組み状況などを把握したうえで労使双方に関与するよう決議されている。

貴省は累進歩合について、月例給のみではなく、臨時給やいわゆる分離給にも適用されるという見解を示しているが、地方においては徹底がなされていない。各地方の労働基準監督署への周知・徹底をし、改正法附帯決議にあるように事業者へ積極的に指導・監督されたい。

2. 給与体系・労働条件について

タクシー運転者の賃金が過度な歩合給制に偏ったことの弊害は少なくない。過当競争の原因であるタクシーの供給過剰や低価格競争も、大部分が歩合給であるからこそ引き起こされている。事業者の意識を「売上げにあわせた人件費の支払い」から、「人件費に見合う売上げをどう確保するか」ということに、経営者の考えを変えさせなければ業界を取り巻く悪循環は抜け出せない。

改正法の附帯決議にも盛り込まれた固定給と歩合給のバランスの取れた給与体系の再構築や、事業に要する経費の運転者負担の見直し、過度な遠距離割引運賃における割引分の運転者負担等の廃止を事業者に対し強く指導をするとともに、監査においても摘発できるよう省令・通達等で徹底されたい。

3. 深夜早朝割増運賃の廃止について

京都の事業者を中心として広がりを見せ、恒久認可と併せて市域事業車両の約7割になると思われる深夜早朝割増運賃の廃止について、貴省として徹底的に該当事業者で働く運転者の賃金（特に深夜割増分）が適正に支給されているかを精査されたい。歩合給を中心としたタクシー運転者の賃金で、深夜部分の算出のあり方のほか、大幅な遠距離割引を採用しながら深夜早朝割増分を廃止することにより、運転者の売上げへの影響や事業経営の圧迫が考えられる。

こうした中で、国土交通省は恒久認可以外の深夜早朝割増部分の廃止申請を期限付きで認可している。利用客から收受しない「2割増し」の売上げ低下部分と、それに比する月間売上げの低下はまさしく運転者負担である。

その中の「2割分」を事業者が単に補填できるはずがなく、該当事業者には特段監査等を通じて精査されたい。

4. 最低賃金について

地域別最低賃金の引き上げに伴い、その遵守を、事業者団体や各事業者に対する指導を強化し、違反事業者の摘発を進めること。同時に貴省の「最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業」にタクシー業界も最賃引き上げの影響が大きい業種として指定されているとなっているが、事業者団体や事業者への周知状況ならびに現状、および、具体的手続きについて説明されたい。

5. 労基法・労組法違反について

ハイヤー・タクシー業界では、他産業と比べ不当解雇、労組の否定、支配介入、不誠実団交など不当労働行為が多発しており、労働基本権が確立されていない職場が多数存在している。不当労働行為をはじめとした労基法・労組法違反などの不法行為についての申告に対しては、貴省からの速やかな監督指導、さらには、悪質な場合には告発を含めた必要な措置・手段をとられたい。